

活動のはじめ方

1. 市町村管轄課に相談

市町村の管轄課

活動に興味のある方、活動を始めたい方は市町村管轄課へお問合せください。

市町村	管轄課	HP
常陸太田市	農政課	多面的機能支払交付金 常陸太田市公式ホームページ (city.hitachiota.ibaraki.jp)
常陸大宮市	農林振興課	各課紹介 常陸大宮市公式ホームページ (hitachiomiya.lg.jp)
那珂市	農政課	多面的機能支払制度 那珂市公式ホームページ (naka.lg.jp)
東海村	農業政策課	多面的機能支払交付金について / 東海村 (vill.tokai.ibaraki.jp)
大子町	農林課	各課紹介 大子町公式ホームページ (town.daigo.ibaraki.jp)
日立市	農林水産課	日立市 地域で行う農地の保全活動を支援します (多面的機能支払交付金事業) (hitachi.lg.jp)
高萩市	農林課	各課紹介 高萩市公式ホームページ (city.takahagi.ibaraki.jp)
北茨城市	農林水産課	農林水産課 北茨城市 (kitaibaraki.lg.jp)

2. 組織の設立、事業計画の認定

活動組織

① 規約等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な規約などの案を作成します。

② 事業計画書、活動計画書の作成

組織が取り組む事業計画、活動計画書の案を作成します。

③ 設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等の案について組織構成員の合意を得ます。

④ 事業計画の申請

市町村長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行います。

⑤ 事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

〇〇〇〇
市町村

※申請期限
までに申請

市町村毎に申し
込み期限があり
ます。

3. 活動の実施

毎年の交付申請、実施、報告

事業計画書、活動計画書に基づき、毎年の交付申請や活動の実施、活動報告を行います。
詳しくは、農林水産省HPをご確認ください ([多面的機能支払交付金: 農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp))。